

鳥取県告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成23年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社	東京都港区赤坂九丁目7-1	インターネットを利用して納付する鳥取県への寄附金	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで（県と指定代理納付者との契約に基づき当該契約を1年間延長する場合は、当該契約が解除された場合を除き、1年間延長するものとし、以後も同様とする。）